新型コロナウイルスの支援情報

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を支援するため、給付金を支給します。※既にひとり親世帯分の支給対象となった場合や、他自治体で既にこの給付金を受けた児童分は、対象外です。

対①尾道市で令和３年４月分の児童手当か特別児童扶養手当の支給を受けている人で、令和３年度分の市県民税が非課税の人
②尾道市で新たに児童手当などの対象となる児童（新生児のケースなど）の初月分の手当を受ける人で、令和３年度分の市県民税が非課税の人
③①②以外で18歳年度末までの児童（障害児は20歳未満）を養育している、以下のいずれかに該当する人
・令和3年度分の市県民税が非課税の人
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和３年度分の市県民税が非課税の人と同様の事情にあると認められる人（家計急変者）
※尾道市で昨年中の収入状況が確認できない場合（収入がなかったため申告をしていない等）は、非課税の判定ができませんので申告が必要となります。

給付金額　児童一人当たり一律５万円（全国一律）

申請方法
①申請不要（各手当の算定児童分）
②申請不要（新規児童手当など算定児童分）
③申請が必要（家計急変者は収入見込額などの申立書も必要です）
※申請書類は市HPに掲載しているほか、電話で郵送の依頼も受け付けています。

申請期限　令和４年２月28日㈪

支給日
①６月中に児童手当または特別児童扶養手当の登録口座へ振込済
②随時、児童手当または特別児童扶養手当の登録口座へ振込
③審査後随時

申問社会福祉課
（給付金について☎0848－38－9122）
（特別児童扶養手当について☎0848－38－9125）
子育て支援課
（児童手当の制度について☎0848－38－9112）
市民税課
（市県民税について☎0848－38－9154）

国保・後期・介護 保険料の一部を減免・免除します（令和３年度分）

国保　後期　介護

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者（世帯主）が次の要件を満たす場合には、保険料の一部減免や免除の対象となります。

対①死亡、又は重篤な疾病を負った場合
②収入が減少し、次のすべてを満たす場合
・令和３年の事業収入等（事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入）のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和２年の当該事業収入等の額の10分の３以上の場合
・減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和２年の所得の合計額が400万円以下であること。
・国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の減免は、令和２年の合計所得金額が1000万円以下であること。
※新型コロナウイルス感染症の影響ではない転職、退職による所得の減少は対象外。
※令和２年中の所得金額が0円かマイナスの場合は対象外。
※国民健康保料の減免は、非自発的失業者に該当する場合は対象外。
※令和２年度分の減免についてはお問い合わせください。
申減免申請書を郵送で提出（申請書類は市HPからダウンロードするか、電話で郵送の依頼をしてください。新型コロナ感染拡大防止のため、ご協力をお願いします。）
申問市民税課保険料係（☎0848－38－9145）

コロナ禍で生きづらさを感じているときは相談してください

●**生活でお困りの人**
尾道市福祉まるごと相談窓口（☎0848－22－3499／平日９:00～17:00）
●**生きていることがつらい、しんどい人**
広島県こころの健康相談ダイヤル（☎082－892－9090／月・水・金９:00～12:00、13:00～16:30）
尾道市健康推進課（☎0848－24－1962／平日８:30～17:15）

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
申申込方法 申込先　問問い合わせ先　☎電話　FAXファクス　✉電子メール　HPホームページ
日日時・期間　場場所　対対象　内内容　定定員　料料金　持持参物　締締切

くらしの窓　市からのお知らせ

日曜にも受け取れます マイナンバーカード

対マイナンバーカード（個人番号カード）の交付案内が届いた人
日７月25日㈰、８月８日㈰ ８:30～12:00次回は８月29日㈰です。
場本庁市民課のみ
※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の４日前までにご連絡ください。
持・マイナンバーカード交付通知書兼照会書（交付案内に同封）
・本人確認書類（交付案内参照）
・通知カード（回収します）
・住民基本台帳カード（回収します・お持ちの人のみ）
問市民課（☎0848－38－9166）

国保を脱退するには手続（届出）が必要です

国民健康保険に加入している人が職場の健康保険に加入する場合は、国民健康保険を脱退する手続（届出）が必要です。保険年金課か各支所で手続きをしてください。

手続は郵送でも可能です。市HP「郵送による国保の脱退手続について」を参照し、必要書類を郵送してください。

【手続きに必要なもの】
国民健康保険証・職場の健康保険証（両方）、世帯主と国保を脱退する人のマイナンバー通知カードかマイナンバーカード等、来庁者の本人確認書類（免許証等顔写真のあるものは１点、それ以外は２点）
問保険年金課（☎0848－38－9142）

20歳になったら国民年金

国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は全員、国民年金に加入していただくことになります。加入手続は特に必要なく、20歳の誕生日から約10日後に日本年金機構から、年金手帳や納付書が届きます。

日本年金機構HPでは、国民年金制度の内容や、納付猶予・免除などを動画で紹介しています。

問三原年金事務所
（☎0848－63－4111）
日本年金機構HP▶

急増中 オレオレ詐欺が多発！ ご自宅の電話機に対策を！

犯人の働きかけの多くは電話によるものです。不審な電話に出ないよう対策することが非常に有効です。また、悪質なセールス電話にも効果的です。

1 「非通知」や「知らない番号」の電話に出ない

非通知や、知らない相手の電話に出る必要はありません。固定電話の場合は、相手の電話番号がディスプレイに表示される「電話番号通知サービス」を利用すると、電話に出る前に相手の番号が確認できます。
※月額440円がかかります。
申NTT西日本（☎0120－116116）

2 常時留守番電話にする

留守番電話のメッセージを確認して折り返し電話をするようにしましょう。

3 防犯機能付き電話への交換

電話が鳴る前に、「この通話は録音されています」などのメッセージを流す機能や、把握済みの犯人の電話番号からの着信を自動拒否、電話に出る前に安全かどうか色でお知らせする機能がある電話です。家電量販店などで２万円程度で購入可能です。
問尾道警察署（☎0848－22－0110）

国民年金保険料の納付が難しいときは免除・猶予制度をご利用ください

国民年金は、20～60歳まで加入して保険料を納めることが必要です。しかし、経済的な理由（新型コロナウイルス感染症の影響を含む）で保険料を納めることが難しい場合は、申請し承認を受けると全額か一部が免除されます。

納付免除や納付猶予を受けた期間に応じて将来受け取る年金額が減額されますが、10年以内であれば後から納めることができます。

持年金手帳、本人の印鑑（代理人の場合）、離職票（失業の場合）、学生証など（学生納付特例を申請する場合）、マイナンバーカード等、窓口で手続きする人の本人確認書類（免許証等顔写真のあるものは１点。それ以外は２点）

免除申請（全額免除・一部免除）	前年所得が、一定額以下のときや失業等の理由により保険料を納めることが困難な場合
納付猶予	50歳未満（学生を除く）の人で、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合
学生納付特例	大学（院を含む）や専門学校等に在学する人で、保険料を納めることが困難な場合

問保険年金課（☎0848－38－9143）